

平成 24 年度第 1 回宮城県環境影響評価技術審査会 議事録

1 日 時 平成 24 年 6 月 6 日(水) 午前 10 時から正午まで

2 場 所 県庁行政庁舎 4 階 特別会議室

3 出席委員 (9 名)

菊地 立	東北学院大学名誉教授
北川 尚美	東北大学大学院工学研究科准教授
西城 潔	宮城教育大学教育学部教授
中静 透	東北大学大学院生命科学研究科教授
根本 智行	石巻専修大学理工学部教授
平野 勝也	東北大学災害科学国際研究所准教授
山本 和恵	東北文化学園大学科学技術学部准教授
山本 玲子	尚絅学院大学名誉教授
由井 正敏	社団法人東北地域環境計画研究会会長

4 会議経過

(1) 開 会 司会 (榎副参事兼課長補佐(総括担当))

審査会は 12 名の委員で構成されており、本日 9 名の委員の出席により、環境影響評価条例第 51 条第 2 項により、会議の成立を報告した。

また、県情報公開条例第 19 条に基づき、審査会を公開とし、会議録についても後日公開することの確認を行った。

(2) あいさつ (加茂環境生活部次長(技術担当))

おはようございます。

本日は、お忙しいところご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

開会に当たりまして、ひとこと御挨拶をさせていただきます。

昨年発生しました東日本大震災から 1 年とおよそ 3 か月が経過しております。現在、宮城県では宮城県震災復興計画を策定しまして、全力で取り組んでいるところでございますが、とりわけ私ども環境生活部では 1 つには膨大ながれきの処理、それから放射能問題への対応、もう 1 つはいわゆる再生可能エネルギーを使った震災復興まちづくり、その 3 点について取り組んでおります。その状況について、簡単に述べさせていただきます。

まず最初のがれきの処理でございますが、これは前回、2 月のこの会議でも御報告いたしました。現在県では市町村から委託を受けて、県内 4 つのブロック、南から亘理・名取ブロック、それから宮城東部ブロック、石巻ブロック、気仙沼ブロックの 4 つのブロックでがれきの処理を実施しております。一番最初に着手したのは、石巻ブロックでございます。2 番目が亘理・名取ブロック。この 2 つのブロックについて

は、既に施設の一部が完成しまして、実際がれきの処理を進めております。3番目は宮城東部ブロック、これは塩竈・多賀城地域のがれきの処理でございますが、これについては、現在、処理施設を建設中でございますが、今後、施設が稼働するという運びになっております。一番最後まで難航したのは気仙沼ブロックでございます。ここは、いわゆる広い土地、公有地がなくて、施設を立地する場所を確保するのがたいへんでございました。結果的に、被災を受けた農地などを利用いたしまして、1か所ではなくて、気仙沼ブロックは3か所に分散して施設をつくるということにいたしまして、先日場所が決定いたしました。これから、土地を造成して、施設を建設し、処理を行う運びとなっております。いずれにいたしましても、当初の計画どおり、発災から3年間の中degれきを処理するという目標を立てておりまして、そのために全力を投入しているところでございます。

このがれきの処理に関して、いま、最大の問題は「広域処理」ということでございます。マスコミ等でも取り上げられておりますが、がれきの量が膨大だということで、相当の施設をつくっても、いずれ宮城県内だけで処理することは不可能な状況でございます。そのために、全国の自治体あるいは民間の施設をお願いをせざるを得ない状況でございます。ところが、この時点で問題となっておりますのは、いわゆる（がれき中に含まれている可能性がある）放射能の問題でございます。なかなか、放射能に対する不安があって、全国の自治体で受け入れてもらえない状況になっております。そういった中で、現在、国と一緒にさまざまな自治体をお願いをしているという状況でございますが、今後も引き続き広域処理をお願いせざるを得ない状況でございます。一方では、県内で処理するということを大原則にいたしまして、津波被災地でない山沿いの市町村にも処理をお願いするというところで、現在(県外)広域処理をできるだけ少なくするように、県内での取組を充実させているところでございます。

2番目はいわゆる放射能問題でございます。これにも課題が3つございまして、1つには除染という問題がございます。福島に近い県南の市町村が汚染が高いということでございますが、一方では、石巻市、あるいは栗原市でも高い状況でございますが、9つの市町が（放射性物質汚染対策特措法に基づく）汚染重点地域として指定されております。そのうち8つの市町では除染を実際に実施するというところで、国に計画を申請しております。ここにきて、国から計画が承認された段階でございますが、今後除染が進められていくということになっております。

放射能問題の2点目としては、食品の問題でございます。これは、今年の4月に食品の安全性の基準が大幅に引き下げられ、(従来の基準から)5分の1になりました。その結果、検査をすると基準を超過する、水産物、あるいはきのこや山菜などの林産物を中心として、基準を超過するものが検査の結果出てきております。4月から県では、検査体制を充実して、生産段階、あるいは流通段階、消費段階の各段階で検査をして、消費者の方に基準を超えるものがわたらないように、一生懸命努力しております。そういったことで、現在流通しているものは安全性が確認されておりますが、消費者の方の心配というのはそれでもなかなかぬぐえないということで、(放射能に関する食品の)風評被害を含めてまだまだ課題が多い状況になっております。

放射能問題の3点目でございますが、これは除染をした後の廃棄物、土壌、その処理が難しい状況になっております。8,000ベクレル/kgを超えるような高濃度のものは

国が責任を持ってやっていくということになってはいますが、まだ国でもその手だてというものは実現しておりません。また、8,000ベクレル/kgを超えないものについては都道府県・市町村がやるわけですが、その行き先もまだなかなか難しいということで大きな課題となっております。

3つめですが、再生可能エネルギーということで、これは太陽光を中心として、風力発電など、そういったものでございますが、今回被災した市町が復興のまちづくりをする一つの起爆剤として、再生エネルギーを利用したまちづくりをするということをどの市町も掲げております。いわゆるスマートシティ・スマートタウンといわれるものでございますが、まちづくりは市町村が主体となってやるわけですが、県といたしましても、たとえば「みやぎ環境税」を使った支援とか、あるいは国の交付金を使った支援といった、ソフト・ハード両面での支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

こういった、「がれき」と「放射能」と「再生可能エネルギー」という大きな3つの課題で私どもも日ごろ忙殺されているわけですが、とは言え、それ以外の環境問題というのでも待ったなしで目の前にあるわけですが、そういった環境問題にもしっかり取り組んでいく必要があると考えております。

その中で、本日は環境影響評価に関して御審議をいただくわけですが、1つにはマニュアルの改訂ということについてのお願いをしたいと思います。もう1点は条例の見直しで、この条例の見直しにつきましては、後ほど詳しく説明いたしますが、アセス法、国の法律が改正されたということで、それと宮城県の条例というものを整合を取ることが必要だということで、提案をさせていただいております。この審議は、手続上は環境審議会のほうが所管しております、宮城県環境審議会に諮問させていただいております。しかしながら、アセスに関しての専門家のところはこの技術審査会でございますので、こちらにも御報告させていただいて忌憚のない御意見を頂戴したいと思っております。

特に私どもが意を尽くして検討しているのは、我が国のアセス制度というものは、御案内のとおり国の制度ができる前に各地方のところで制度を作ったという歴史がございます。宮城県においても昭和51年にアセス制度を作りまして実施をしてきました。その後、国では法律が平成9年にできたということでございます。従いまして、県の制度と国の制度とは必ずしも同じ制度にはなっておりません。その背景の一つには、宮城県の制度というのはいわゆる民間事業を中心として、アセスが進められてきたという実績がございます。これまでアセスに関して、宮城県のアセスは150件程度の案件を審査してまいりましたが、そのうち約100件はゴルフ場と住宅団地、民間の住宅団地の造成事業ということで、民間の事業が中心のアセスでございました。一方、国の制度というの、国が関与する事業ということで、公共事業であったり、補助事業といったもので、必ずしも制度自体が同じことというものではございませんし、県のほうが先に作ってきた制度でございますので、それぞれの特徴がございます。今回、国の制度が改正されて、後ほど説明いたしますが、必ずしも（県の制度と国の制度が）一緒のものでなければならないのか、あるいは宮城県独自の制度を作るべきなのか、そういうところが私どもの中では論点になっております。そういったことも含めまして、委員の皆様の忌憚のない御意見をいただくことをお願いいたしまして、長くなりまし

たが、挨拶とさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

(3) 報告事項

【山本会長】

それでは、これから議事を進行させていただきたいと思います。

先ほど、次長の方からお話がありましたけれども、毎年継続に行っているマニュアルの改訂、今年度は、事後調査と環境保全措置の分野ということです。それから、第2点目の報告事項としまして、環境影響評価条例の見直しについて、というこの2つについて議事に入らせて頂きたいと思います。

最初に、平成24年度宮城県環境影響評価マニュアルの改訂について、事務局の方から御説明をお願いします。

平成24年度宮城県環境影響評価マニュアルの改訂について

事務局説明（辻技術主査）（略）

質疑応答

【山本会長】

どうもありがとうございました。

それではまず、今ありました説明に関しまして、委員の先生方からの御質問、御意見などありましたらお願いいたします。

【平野委員】

マニュアルの改訂は、この会議には戻さないで、部会で一任して決めてしまうというスケジュールですか。改訂のスケジュールに技術審査会の関連がないものですから。

【事務局 三沢班長】

検討の結果につきましては、最終的には技術審査会に報告させていただく形で作業を進めていくような形となっております。

【山本会長】

今のよろしいですか。それは、時期的にはどの時点になるのでしょうか。終わった時点とは思いますが。

【事務局 三沢班長】

作業の流れ、あるいは審査会の審査の段階等もごさいますけれども、最終段階のところは必ず報告という形になろうかと思えますし、途中経過で報告できる機会があれば、そちらのほうでも御報告という形で進めていきたいと思えます。

【山本会長】

それでは、必ずしも1月から2月のあたりの報告ではなくて、その前の報告もありうるということによろしいでしょうか。

他に御意見等ごさいますでしょうか。

【由井委員】

これまで検討部会で検討して、最後、確定する間に、パブリックコメントは行ったのでしょうか。

【事務局 辻技術主査】

マニュアル改訂におきましては、パブリックコメントは行いませんので、マニュアル検討部会及び技術審査会の中で完結する形になっております。

【由井委員】

そこはわかりました。もう1つですけど、次の議題に関連して、風力発電所に係る事業が今年の10月から国の法アセスに入りますね。今日の後の議題にも入っていますが、宮城県として、それに対する技術指針なりマニュアルってというのはどんな感じにやられるのでしょうか。

【事務局 辻技術主査】

風力発電所に係る事業を環境影響評価条例の個別事業として入れるか入れないかということに関しましては、次の議題での議論となるのですが、実際、入れるとなりましたら、それに基づいて環境影響評価項目、例えば低周波音でありますとか、そういったものが追加されることとなりますので、まず条例のほうで風力を入れるか入れないかという判断の後、それに引き続いて技術指針の環境影響評価項目の追加等を検討していくこととしております。

【由井委員】

わかりました。いずれ、環境影響評価条例の見直しは、この審査会のマターではないから、報告のみということなんですかね。わかりました。

【山本会長】

他に御意見ございませんでしょうか。

それでは、先ほど説明のありましたマニュアル検討部会委員の指名に移ります。検討部会委員は、環境影響評価技術審査会の運営に関する規程第5条により、会長が指名するということになっておりますので、私のほうから指名させて頂いてよろしいでしょうか。

先ほど御説明がありました資料の裏側に、参考で、前回の事後調査、環境保全措置でどのような方々が委員としていらしたかという一覧がございます。だいたいこのような分野の先生方をお願いしたいということで、今回は、まず、菊地先生、北川先生、中静先生、平野先生、由井先生、以上の5名の委員の方々をお願いしたいと思います。

【菊地委員】

これは両分野合わせてですか。事後調査と環境保全措置。

【山本会長】

そうです。

【菊地委員】

前は別々で検討していますが。

【山本会長】

前は別々でしたけれども、先ほど、事務局のほうから御説明がありましたように、今回は一緒にさせて頂くということになります。

専門分野としては、例えば菊地先生は大気質をお願いしておりますので、そういうことからしますと、事後調査、環境保全措置の両方をお願いできればと思っておりました。

【菊地委員】

これで全てカバーできているでしょうか。

【山本会長】

菊地先生の御指摘は、いま先ほど、両マニュアルを一緒にとということについての御意見、指名の前に実はそれが必要であったのではないかとということでしょうか。

【菊地委員】

形は1冊ですけれども、内容的には2つの分野ということで理解していたものから、別々の部会を作るのかなというように考えておりました。

【事務局 辻技術主査】

事務局の方から補足して説明させていただきます。

事後調査と環境保全措置につきましては、現在は冊子としては分かれているんですけれども、事後調査につきましては、環境保全措置の不確実性が生じる場合などについて実施するということになっておりまして、事後調査と環境保全措置というのは中身としては密接につながっています。ですので、マニュアル改訂の分野としては別々に行いますけれども、冊子としては1つに集約した形で、同時並行的に見直し改訂の作業を進めていきたいと事務局では考えておりました。

【山本会長】

よろしゅうございますでしょうか。

【菊地委員】

委員の先生の名前をもう1度お願いします。

【山本会長】

それでは、もう一度申し上げます。特に専門分野のご紹介もしていった方がよろしいですか。

【菊地委員】

そうですね、分野がカバーされているかどうかということも確認したいので。

【山本会長】

わかりました。

まず菊地立先生、専門分野は、大気質、気候、気象をお願いしたいと思います。

それから北川尚美先生には悪臭、大気、水質、化学物質、土壤汚染ということについてお願いしたいと思います。

中静透先生は、植物、植生と植物生態学、平野勝也先生は、景観、環境測量学ということをお願いできればと思います。

また、由井正敏先生には、猛禽類、動物ですね。それと生態系全般、動物生態学についてお願いできればと思っております。

よろしゅうございますでしょうか。

【菊地委員】

地形改変なんかが行われたものについて保全措置とか事後調査ということも、マニュアル改訂の中では重要なポイントとしてあるんじゃないかという気がするんですが、そういう意味で、地盤関係の西城先生にも入っていただいたほうが良いんじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。

ちょっと土地のほう心配かなあという感じもいたしましたので。

【山本会長】

委員の数を増やしてはいかがかという御意見でしょうか。

【菊地委員】

はい。

【山本会長】

その件に関しましては、今すぐに判断はしかねます。

たしかに御指摘の部分もありますが、平野先生にもカバーしていただけるかとも思っておりますので。

【平野委員】

水質も入っていないですね。

【山本会長】

水質のほうは北川先生にカバーしていただけるかと思料いたしました。どの分野も、ということになりますと、全員が入ったほうが望ましいわけなんですけれども、あまり多くても、ということでございます。

今のお話に関しましては、一旦、私のほうで引き取らせていただいて、もう1回、そのままお願いしたいということであれば、そのように御連絡させていただきます。

もし、それぞれの先生方とお話をして、変わるということがあるようでしたら、またその旨先生方に御連絡差し上げるという形で進めさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

< 異議なしの声 >

【山本会長】

どうも貴重な御意見をありがとうございました。

それでは、マニュアル検討部会委員の指名に関しては、以上を持ちまして終了します。

次に、2つめの報告事項、環境影響評価条例等の見直しについて、ということで、先ほど由井先生からの御質問にもありましたことに関連しております。

まず、事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。

環境影響評価条例等の見直しについて

事務局説明（安倍課長）（略）

質疑応答

【山本会長】

はい、どうもありがとうございました。

それでは先生方のほうから、御質問、御意見がありましたら、お寄せいただければと思います。

【平野委員】

法と条例に齟齬があるケースというのは、実は私あまり知らないんですけれども、都市計画の世界でもあまり無いと思います。今回、アセスの方では、条例のほうに先にあったということで、条例と法とに齟齬がある状態というお話だったと思うんですが、それと同じようなものは景観条例もそういう状況にあって、実施条例で始まった

ものと、あとから景観法ができて実施条例に根拠がついていく形になったんですけれども、どこも景観条例を持った自治体は、景観法を根拠法として、今まで運用してきた実施条例が成立するように、条例改正をどんどん進めているところだと思うんです。

そのバックボーンになっているのは、景観の世界で言えば、本当に行政訴訟をギリギリ起こされたときに、根拠法のない条例であつたら勝てないというのがあります。

日本は結局法治国家で、地方分権と言いながら、条例の制定権限は地方自治体にありつつも、結局、国会での法がきちんと担保されてないと行政訴訟に対して最終的に勝てない可能性がある。あくまで可能性なので、どうなるかは実際には裁判にならないとわかりませんが、そういうところはあると思います。

資料 2 - 2 の対象事業一覧表を見させていただくと、法に定められている対象事業に対して、条例にない項目がありますよね。そういうものについては、誰もアセスメントをしないということですか、現状では。まずそこを教えていただきたいんです。

【事務局 安倍課長】

法律に定められた事業として、例えば、飛行場でございます。通常多くは公共事業ですので、2,500m 以上であれば第 1 種、1,875m 以上 2,500m 未満であれば第 2 種の法アセスの対象となります。それ未満のものは条例では規定していませんので、法律のみの対象となります。

【平野委員】

そうすると、ここでは事業主体がアセスメントを自主的に実施する、ということになるんですか。

【事務局 安倍課長】

アセスメントを実施するのであれば、事業者自らがアセスメントを実施することになります。

また、9 番の工場・事業場用地造成事業というのがありまして、畜産業とか、発電所とかその他規則で定めた範囲の事業場を全て拾いますので、面積要件がこの規模に該当すれば県条例の対象となるということでございます。

【平野委員】

逆に法に定められていないのに県条例にある場合、例えばいやらしい事業者がいて、アセスを実施しないと主張すれば、そのまま押し通せてしまうということですか。

【事務局 安倍課長】

環境アセスは、基本的には事業者のセルフコントロールという制度ですから、事業者自らにやっていただくこととなりますけれども、絶対にやらないという極端な場合であれば、条例に基づき勧告、従わなければ公表ということになると思います。ただ現実的にそういう事例はございません。

【平野委員】

一生懸命頑張って、法のほうにすり寄る必要は必ずしもないという理解でよろしいのでしょうか。

【事務局 安倍課長】

制度自体は、法律と条例は独立した制度でございますし、先ほど申し上げましたように、法律はあくまでも国が関与する事業、公共事業を主体としている制度ござい

ます。それに対しまして、宮城県のアセスメントというのは、民間事業を主な対象としており、冒頭の次長のあいさつでも申し上げましたように、これまでの実績の 60 % 以上は民間の住宅団地、ゴルフ場開発などが対象となってきております。

【平野委員】

わかりました。ありがとうございます。

【中静委員】

中身については環境審議会のほうで審議されることなので、ここではあまり言ってもしょうがないことなのかもしれませんが、今回の SEA の基本的なところは、事実上の実施段階前に、配慮書の時に住民や知事の意見が反映されるという点にあると思います。

今回の対応方針案では、今までの方法書の中にそれが反映されるということで、計画段階ではなく計画をまとめた後で、という感じに聞こえるんですけども、これだと本来の SEA の趣旨っていうのが反映されないんじゃないかな、という気がするんですけど、その辺はどうなんでしょう。

【事務局 安倍課長】

今回、法律で規定されましたものは、SEA と言いましても、かなり事業実施計画段階に近く、本来の上位計画アセスとはかなりかけ離れた内容であると理解しております。また、法が対象とする公共事業というものは、大規模事業でございまして、事業の検討段階で位置とか規模、そういったものをあらかじめ検討できるものでございます。

それに対しまして、条例で対象としております、特に民間事業になりますと、初めから場所が決まっているということが違います。まず場所があって、そこからここにこういったものを作るという計画を作る、というのが一般的ではないかと思われま。

ということで、公共事業につきましては、位置等について複数案の検討ができるのだろうと想定できるのに対しまして、県条例の対象になる事業につきましては、場所は決まっているので、その中での施設の配置ですとか中での動かし方ぐらいの複数案の検討しかできず、別立てしてやるほどの内容はないんじゃないかと考えております。

【中静委員】

場所等が複数案として出てくる可能性を排除するのはどうなのかなあという気がするんですが。現実問題としては少ないのかもしれないんですけども。

【事務局 安倍課長】

それは排除するものではございません。複数案を検討して下さいということにしまして、複数案を検討しなかった場合はその理由とか、そういったものを明記すると。国の基本的事項でもそのような扱いとなっているようですし、排除するという考えは全くございません。

もし、県の事業、市町村の事業等でそういうことが検討できるのであれば検討していただいて、その結果を方法書の中に具体的に記載していただくということになると思います。

【中静委員】

と言いますか、複数案が原則だと思うんですけどよね、法では。複数案が原則で、それ

ができないときには、理由を書けということなので、複数案を作ることを奨励していくべきだと私は思うんですけれどね。

【事務局 安倍課長】

公共事業関係については、そのような配慮がなされるように、技術指針内で複数案の規定を設けたいと考えてございます。

ただ、現実に、先ほど申しました民間事業については、複数案を設定できない場合には、設定できない理由をきちんと示していただくというような内容で考えております。

【中静委員】

私としては、やっぱり複数案は、事前に協議されるべきだと思います。

【山本会長】

他の委員の方はいかがですか。

今の中静先生と事務局とのやりとりに関してなんですが、事務局のほうは、新たに配慮書という形をとらなくても、方法書の規定の中で、例えば、複数案をきちんと書いてください、できない場合にはその理由をお書きください、というような運用面で何とかなるのではないかと考えている。

中静先生は、そういう実質的なことが保障されればよろしいということですか。それともやはり、配慮書のような別立てした形をとる必要があるとお考えなのでしょうか。

【中静委員】

私は、配慮書の形をとったほうが良いとは思いますがね。複数案に対して事前に意見をきちんと言えないということは、結局はもう方法書の段階ですから、かなり固まったものがでてくる可能性が高いのではないかなという気がするんです。

【平野委員】

よろしいですか。

この件に関しては、民間開発と公共事業と分けて考えるべきだと思っています。

民間開発はたしかにおっしゃるとおりに、複数案を出せと言われても、内々に地権者交渉している情報を出せということにもなりかねないので、今回の御提案どおりで良いと思うんですけれども、法アセスにはかからないけれども県条例にはかかるような公共事業の場合は、やはり、法アセスに則った手続をきちんとしなさいとするほうが行政の説明責任の上でも有効になっていくと思いますので、公共主体の事業に関しては少なくとも法アセスに則ったスタイルでいくほうが、スキームとしてはクリアかなと思います。

【事務局 安倍課長】

内容的にはそのような形にすることとして考えておるんですけれども、手続上、配慮書と分けるか、方法書と一体的にやるか、ということについて内部で検討いたしましたが、先ほど申しましたように法よりも規模の小さいものと民間事業につきましては、事前検討事項も分けてやるほど出てこないんじゃないかと考えておりました。現在、方法書まで手続が進んだ案件が1件ありますけれども、その状況や、国の手続の状況等も踏まえながら、なお十分考えていきたいと考えております。

内容的には、法と変わるものではない形でやりたいところですが、ただ手続的に2

段階に分けるか1回でやるか、ということで検討しているところです。ただ今の段階では、手続を取って2段階に分ける必要はないのではないかと考えております。

【平野委員】

短い道路の改築事業であったとしても、複数案をちゃんと検討してもらいたいんですよ、本当は。それによって、例えばオオタカの営巣地を大きく迂回するような大規模な道路事業の代替案ではなくても、ちょっと線形を変えることで、山の斜面の自然を保全できたり、ずいぶん変わることがありますので、代替案をきちんと示した上で、大まかな計画レベルであっても環境影響が非常に少ないルートをちゃんと選んでますよ、ということを示していくことがとても大事だと思うんですよ。

【事務局 安倍課長】

道路につきましては、先ほど来申し上げておりますように、公共事業でありますので、当然、複数案の検討をしていただくことになると考えております。ただ、先ほど申し上げましたように、配慮書として独立して出てくるのか、方法書の中で一体的に審査するのか、その違いで考えております。

平成19年に施行規則、技術指針を改正しておりますので、方法書に記載すべき計画段階における検討事項は、今の段階でも、改正法とほぼ同じような内容、検討項目になっております。ただ、複数案の設定など一部に不足するものがあったので、それを今後技術指針の中に具体的に書き込んで、基本的には複数案でやっていただくと考えております。

【平野委員】

ただそういうスタイルでやってしまうと、決めてしまった予備設計をやってしまった案があって、それに対してアセスのための死に案をつくって、切り代のような案を作って終わりにしちゃおうと思うんですよ。なので、やっぱり、切り分けていただいたほうがより良い対策になるんじゃないかと思うんですね。

要は、方法書の段階で出すってということは、基本的にはそれでいくというスタンスで、たぶん事業主体の方は考えてしまっていると思うので、そのためにSEAで、法アセスでもたぶん前段に分かれたんじゃないかと思えますから、公共事業は切り分けて別立てでやっていただいたほうが、土木事業者にとってはちょっとしんどいですが、そういう意味では逃げ道をなくしていただいたほうが、全体としての説明責任をきちんと果たせる体制になるんじゃないかと信じます。

【事務局 安倍課長】

我々が考えた根拠は先程来御説明したとおりですけれども、決めたということではございません。そういった先生方の御意見を踏まえ、また、今後パブコメ等もやりますので、さらに御意見を参考にさせていただいて、検討を継続していきたいと思っています。

【由井委員】

資料2の2の(1)の1の、「政令で定める市から事業者への直接の意見提出の新設」というのがあるんですけど、ちょっとわかりにくいところがあります。

法律による1種・2種事業に対しての知事意見を出すのか、県あるいは仙台市が条例を改正してですね、例えば県知事が仙台市の事業に意見を出すのか。そういうことはないのかも知れないんですけども、少なくともアセスにおいてはどのような立

場の人でも全国から意見を出せるんですよ。

現在は、仙台市の事業は仙台の審査会、宮城県にかかわるもので仙台市を除いたものは県の審査会で、という整理がされているんですけども、今ここで言っているのは法律で決められた1種・2種のことなのか、先ほど言っていましたように、県、あるいは市の1種・2種、どれを指して意見を出すかというのかが、ちょっとわかりにくいので、謎解きみたいになりますけど、図を書いて御説明いただければ非常にわかりやすいんですけども。

【事務局 安倍課長】

これは、あくまでも法アセス案件に対する意見ということになります。法アセス案件の場合、これまでは、影響が仙台市内で収まる場合であっても、仙台市に意見を聴いた上で最終的には知事が意見を出すということでした。

今後は、政令市につきましては、政令市内の区域内で影響範囲が収まるような事業につきましては、政令市長が直接、事業者に対して意見を言えるという規定になりました。本県でいえば、仙台市長が直接市長意見を出しますけれども、宮城県知事も意見を出すことができるという「できる規定」は残っております。従いまして、あくまでも法対象の事業に関する意見の提出でございます。

【由井委員】

そうすると、そこはわかりました。ただ、県が法アセスの1種2種のものに意見を出すときに、対応方針(案)3行目の「必要がある場合等を考慮し」というのは、必須ではないということなんですね。

【事務局 安倍課長】

政令市に影響が収まる法対象事業の場合、知事意見については必須ではなく「できる規定」になっております。仙台市が意見を言ったからそれで十分だろうという判断になれば、知事意見は改めて出す必要はない。ただ、想定されますのは、広域的な計画等がございます。そういった場合には追加で意見を出すこともありうるということでございます。

【由井委員】

ただ意見提出は期間が限られていますよね。仙台市の意見の内容を訊いてから慌ててこちらの委員会で審査するとか、そんなことも出てきてしまうのでしょうか。

【事務局 安倍課長】

予め仙台市と調整して、どういった意見を出すのか、さらにそれに言うべきことがあるのかなのか事前に調整したいと思います。知事意見が必要である場合には審査会を開いて御意見を伺うということに対応したいと思います。

【由井委員】

わかりました。法改正対応分だけであって、今後条例が変わっていった場合の意見の出し方の問題ではないということなんですね、ここで言っているのは。

【事務局 安倍課長】

そうです。

【由井委員】

わかりました。

【山本会長】

他に御意見ございますでしょうか。

1つお聞きします。

いま由井先生がお話しになった件なんですけれども、そうしますと、県のほうの対応というのは、調整して決めますというのは事務局の判断になるのでしょうか？

【事務局 安倍課長】

あくまで意見を言うのは、県計画、広域計画との整合性があるかないか、その辺の判断となります。追加で意見をいう必要があることが明らかである場合は審査会の御指導を仰ぎたいと考えております。

【山本会長】

時間的なスケジュールとかそういったものがタイトになるのかなあと考えたわけなんですけれども、この件に関しまして他の先生方、御意見はよろしいでしょうか。

この条例見直しに関しましては、このアセスの委員会から意見を出すという、そういう趣旨だと思っておりますので、よろしいですね。ここで決定するわけではございませんので、疑義点なりございましたら、それを持ち帰っていただいて審議会のほうでもこういうことを反映して、検討していただきたいと思っておりますのでよろしいでしょうか、ほかの先生方。また、もし御意見ございますようでしたら、後でということ。

法改正に関しまして、いくつかまとめさせていただくと、1つは配慮書を入れるか入れないかということについては、御意見いただいた限りでは分けたほうがよろしいのではないかとという御意見が強かったです。また、実質的な内容が担保されるということを前提にしたとしても、民間と公共事業とを分けることとしてはどうだろうかという御意見が強かったかと思えます。

そのほかは、知事意見の問題が出ました。

では次の、風力発電所の取扱いについて、御意見を賜りたいと思えます。

先生方から御意見をよろしくお願いします。

それでは論点を2つに分けます。

まず、風力発電所を条例の対象にするかどうかという点です。これまでも、50ヘクタール以上の工場・事業場用地の造成事業ということで、大きい規模に該当する場合はこういう事業も対象になっていましたが、ただし、風力発電所、日本の中においてこれくらいの規模のものが該当するか、それらを踏まえてご意見をいただきたいと存じます。

【由井委員】

それでは意見ということで。

資料2に法対象の規模が書いてありますけれども、これを見ますと、出力が7,500kW以上が法対象となっていますね。県が作るとすれば、これ付近かそれ以下というものが入ることになると思うんですけれども、例えば自然保護団体と環境省とがいろいろ折衝してこういう値が決まったと思えますが、自然保護団体の一部では、最初は1基以上すべてを対象にするべきだという意見もあったようです。要するに、建てる場所によっては1基でも鳥が猛烈に当たる場合があります。そういうことを考えると、地球温暖化防止の観点からみればやむを得ない風力発電だと思えますが、やはり、ある程度は景観の問題もあるんでしょうけど、特に野生動物、とりわけ鳥やコウモリが当たりますので、それへの影響評価を地域レベルでもやはりやるべきであって、その場

合に環境省の規模に当たらないかなりマイナーな風力についても一応チェックしないと、いろいろ問題が生じると思います。ただ、それでも最終的にいろいろ調べて、例えば貴重種が当たるとか、生物多様性に影響があるといったことを判断しなければいけないんですけども、それはこの審査会で判断することになるんでしょうけれども、データさえしっかり取ればある程度判断はできるかなというふうに思えますので、できれば条例の中に私は入れておいたほうがいろいろな面で摩擦が少なくなると思います。

【山本会長】

はい。ありがとうございます。他に。はい、中静先生。

【中静委員】

私もぜひ入れてほしいと思います。規模についても7,500kWよりも小さいものから入れていただきたいと思います。この問題に関しては、まだ要するにデータが十分でないという状況だと思います。それで、反対される方も非常に多いですし、データがあまりでないということもあって、これをはずしてしまいますと、そういうデータすらもなかなか集まらない状況になっていくので、予防原則から考えても、こういうものは少し慎重にやっていったほうが、摩擦は抑えられるだろうと思います。

【山本会長】

はい。ありがとうございます。それでは、平野先生。

【平野委員】

これは、景観的なインパクトとしては、先ほど由井先生がおっしゃっていたとおり、たとえ1本であっても、例えば尾根筋に1本建てられると随分景観を変えてしまうんですね。ロケーションによっては随分と変わってきてしまいますので、インパクトの大きさが。そういう意味では、入り口でどう縛るかというのはとても難しいのですが、ふつうに地べたに1本建てるのと尾根筋に1本建てるのでは同じ1本でも全然違いますので、どこで縛ればいいのかとても難しいと感じます。安全側で予防措置を取るんだというのであれば、それなりに小規模な、たとえば1基、普通に塔の上につけるような大きな羽根車をつけるようなタイプの風車の発電利用量で、それ以上のものは審査しましょう、アセスの対象にしましょうというのは安全側ではあるんですが、これから増えるでしょうから、事務手続も大変でしょうし、そこを一度検討いただいて、法アセスよりもちょっと低めのところで対象としていただくのが適切かなと思います。家の上にも風車をつけてみて売電する小さなやつもこれから増えていくと思うので、そんなところまで対象にしていったらとてもじゃないけどやっていけないでしょうから、大規模に、例えば塔の上に大きな羽根車をつけるものは、たとえ1基でも山の上に作られてしまうと、相当景観的な影響が大きいので、引っかかるような感じにさせていただけるとよろしいかと思います。

【事務局 安倍課長】

国のほうで今回対象にしたものは、低周波音の苦情が10,000kW以上になると発生割合が高くなるというデータであるとか、全国的な設備の導入実績で10,000kW以上のものが約4割を占めていることなどを根拠に、国では10,000kW以上の出力のものを対象事業にしているとのこと。今の段階は、県条例の対象事業をどうするべきか検討しているところですが、対象事業に加えない理由はないのではないかと思います。

従来の火力発電所の場合，大気汚染防止法による規制がありますが，風力発電事業の場合は，低周波音やバードストライクなど，そのような環境法令で規制できないものの影響が少なくないということですので，入れるべきであろうと考えます。対象事業としては，法の対象規模未満になると思いますが，どのくらいまで下げれば妥当なのか，今後基礎データを収集していきたいと思います。

【山本会長】

ほかに御意見ございませんでしょうか。

それで，意見の方向としては入れてほしい，あるいは入れたほうがよろしいだろうということですが，どの規模になるかということにつきましては，今後検討していただくということによろしいでしょうか。この会の意見としましては。

それでは，最後特に議事はございませんが，御質問とか御意見があれば委員の方々からどうぞ。

【由井委員】

その他ということでもいいですか。

この審査会で関係する項目ではないはずなんですが，先ほど次長さんが放射能の除染とか汚染，廃棄物の問題をおっしゃっていましたが，私がおります岩手県でも環境影響評価技術審査会では放射能の問題はこれまでも取り扱いの範疇外であった訳です。今後ともそうだとはいいます。国が全部やるから，県は意見を出すことはないということですね。今後，岩手県でも放射能の測定などを県が自前でやるということになったんですね。データを，(岩手県の)環境審議会に出すのかわかりませんが。

今後，できてしまった汚染物質を処理することに関しては，開発と絡んでいるんですよ。どっかの山を削る，切る，がれきをどっかに積み上げる，そういうことで開発あるいはこのアセス審査会に係る事項としてやはり放射能の問題が出てくるんじゃないかと思うんですよ。そうしますと，それはどう扱ったらいいか。例えば，私たちはある事業を審査会としてOKとして進めていたら，ある場所に放射能がたまってしまった，その時誰の責任なのかといわれたら，私たちは審査をしていないので責任はとれませんよね。その辺は環境審議会などで検討されているのでしょうか。

【事務局 加茂次長】

ただいま，御指摘ありましたとおり，従来は環境基本法の中で放射性物質は除くということで，環境という範疇から放射性物質を除いて扱っておりました。今回，福島第一原子力発電所の事故で，広範囲に環境が汚染されたということで，放射能も環境問題として扱うというふうに改正されました。その結果，現在環境問題として放射能がございます。

一方，アセスメントと放射能との関係でございますが，アセスメントというのは大規模な事業に対して著しい環境影響があるものを対象にしていますので，事業が原因で放射性物質が飛散していく，影響を及ぼすというときには放射能も扱うことが可能かと思えます。これまでの技術指針やマニュアルには放射能という項目はございませんでしたので，今後，由井先生がおっしゃっていましたが，事業が放射能問題を引き起こすというようなつながりが出てくるようであれば，放射能ということも視野に入れて考えなければいけないかなと思っています。ただ，現実的に，発電所から飛散するという話とは別に，どのような事業が，例えば，住宅団地を開発するとそこで放射

能汚染が起きるといふことの因果関係といふのは、なかなかまだ正直イメージができない部分がありますので、その点はもう少し検討させていただきたいと思ひます。

【由井委員】

その場合、県の条例とか審査会の立ち位置といひますか、やるべき内容を変更して、条例を変えるといふことなしにできるといふことですか。

【事務局 加茂次長】

その辺は具体的にまだ検討していないので、明確な答えはございませんが、いま感覚的に考えておりましたのは、いわゆる環境影響項目として、大気質や水質とかがございますので、そのひとつのメニューとして放射能が入るような形なのかなと、そういうイメージを持っておまして、そうであれば、条例の改正といふことではなく、技術指針レベルの改正からスタートすることになるかと思ひます。

【由井委員】

わかりました、とりあえず。

【山本会長】

御指摘のことは、結構重要な御指摘であると思ひます。こちらで、現実的にどういふ判断をするかもあるのですが。ここ数年後ぐらいに除染した土をちょっと深く埋め戻す方法が言われております。そこを掘り返すと問題が出てくるに決まっておりますね。ですから、県が技術指針レベルにしる、もし現実的な対応について、お考えでしたらば、アセスの審査会としましても、少しその辺を検討するスケジュールを考えていただきたいと要望したほうがよろしいのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

【事務局 加茂次長】

まず、放射能の動きですが、今の状況が、福島第一原発から飛散したものといふのは、新たに他の原発から飛散しなければ、現在の濃度的にはピークでございますが、放射性物質ですから半減期がありますので、ただ、拡散することとは別でございますが、濃度は下がっていくと思われまふ。

もう一つは、除染したものをどこかに集めるといふことについては、当然その後で管理義務がありますので、知らないうちにどこかに集められて、知らないうちにそこが開発されるといふことについては、現時点では非常に考えにくいと思われまふ。例えば、8,000ベクレル/kgを超えるものは、指定廃棄物として、例えばいわゆる遮断型の最終処分場に入れることになっておりますし、あるいは除染して天地替えをするといふ除染タイプもあります。その際、その場所は当然、国や県、市町村が関与し、東日本大震災により生じた災害廃棄物に関する特別措置法の扱いを受けますので、心配することはないとと思ひます。

現時点では、明確にお答えできるものではありませんので、今後検討させていただきます。

【中静委員】

そういうことだけではなくて、今、環境省のほうも森林の除染について大分考えているようです。ある程度低濃度かもしれませんがけれども汚染されている森林があつて、そこを開発するといふことになった時に、土砂流出が起こつて下流の河川に放射性物質が流れていくいふ可能性は十分にあり、そういう時に森林を開発することでアセス

メントにかかるということで出てくる可能性は私は十分あると思うんですね。そういう時、それは由井さんが最初におっしゃっていたケースは多分そういうケースだと思いますが、除染したものをどこかに埋めることだけではないと思います。

【事務局 加茂次長】

現行の制度でも、放射能に関して、議論できないというわけではありません。ただ、具体的な議論を展開しようとするとなると、やはり技術指針・マニュアルの変更も場合によっては必要であると思っておりますので、その点はおって検討させていただきたいと思います。

【山本会長】

それでは、由井先生。

【由井委員】

環境省が復興事業に関して、特定環境影響評価のシステムをつくりましたね。宮城県ですと該当するかどうかわかりませんが、沿岸部・県南部の鉄道を一部移設するなどの事業は該当しますか。

【事務局 安倍課長】

JR常磐線につきましては、規模が対象事業となる要件の10kmを超える計画となっておりますので、東日本大震災復興特別区域法（復興特区法）の特定環境影響評価手続の対象になると聞いております。その他、高台移転等につきましては、現時点では、土木部から入手した情報によりますと復興特区法のアセス対象になるような事業は出てこないと聞いております。

【由井委員】

そうしますと、常磐線の一部ルート移設に関する審査はここで行うことになりませんか。

【事務局 安倍課長】

そうなると思います。

【由井委員】

はい、わかりました。

【平野委員】

よろしいですか。復興特区法のアセス手続をもうちょっと教えていただけますか。条件は緩和されているんですか。

【事務局 安倍課長】

従来の環境影響評価法では第一種事業と第二種事業がありまして、第二種事業については手続をやるかやらないかスクリーニングをするんですけども、復興特区法アセスについては第二種事業もすべて実施しますが、内容を簡略化して行うというものでございます。具体的には、大まかなところでは、方法書、準備書のそれぞれの手順を取らずに、特定評価書案が提出されます。特定評価書案の作成では現地調査を省略してもいいとされています。

また、従来は、環境影響評価法で方法書から評価書までの一連の手続の中で、公告・縦覧、知事から事業者への意見提出等の期間が定められているものがありますが、その期間が短縮されており、従来なら足し上げると14か月くらいある法定期間が、2か月半くらいとなっております。

【平野委員】

それは法アセスに関してですか。

【事務局 安倍課長】

法アセスの対象について、復興特区法の中でアセス法の適用を除外して、復興特区法の規定でアセスをやるということで、特定環境影響評価書で手続を行うものがございます。

【平野委員】

関連して教えていただきたいのですが、ひとつは、いま津波に襲われて、植物相も動物相も生態系そのものがかなり動的に動いている、津波によりある種の均衡状態から回復の方向に戻って動いている状態にあり、その中である特定の事業が環境に影響を与えるかという判断は何を基準に影響ありなしとするのかすごく難しく、モニタリングをし続けていったとしても、どんどん自然の作用で動いている状況なので、事業前の状況と現在の状況をどう比較すべきかわからないという話を事業者から聞きます。

アセスの対象事業では、事業者が海岸施設の環境影響をきちんと検討しようとしてくれています。それに対しても自然の作用で動いている状況であるため、何と比べて影響がなかったか、もしくはあったか、どのような対策をとらなきゃいけないのか、どう検討すべきかわからないということ聞きます。この会議で指針が出されると本当はいいのかなと思いつつも、そもそもそんな指針は難しすぎますよねという話がまず1つめです。何か御意見をいただければと。

もう1つは、法アセスの該当のものが復興特区法アセスの対象となっていますが、ちょっと懸念しているのは、レクリエーション施設や土石採取場が県アセスで対象になっていて、これらの対象に先ほど御紹介いただきました法アセスの特例対応のような簡略措置がなされるのかどうか1つ。それと、特に、レクリエーション施設で、ご存じと思いますが、住民が高台移転で移転しまして、低平地がなかなか利用方法が見つからず、今のところ公園で計画を立てている自治体が非常に多くございます。公園で75ヘクタールくらい平気でいってしまいそうな公園が出てきます。そうすると、急いで本当は事業を進めなければならないのですが、盛り土にしたり、高台造成のボリュームをそこに収めて作りますという復興計画を策定した際、公園の事業そのものは急ぐ施設ではないのですが、他の事業との関係で急がなければいけない場合が出てきて、事業を起こすにはアセスが終わっていないと先に進めないとなると、すべての事業が関連して遅れる可能性があります。

もう1つは、防潮堤等を急いで造る必要が当然あります。アウターライズでもう一遍大きな津波がおこる可能性があると言われていまして、防潮堤等をなるべく早く造りたい。そうすると、土の輸送でたいへんなので、近所の山をですね、ひと山しようがないから壊そう、そうしないと土が出てこないからと。そうした場合は、75ヘクタール以上の土取場ということで引っかかってしまうと。法のアセスが復興特区法で緩和されたように、こちらも緩和していただくと、そういったことがすべて整合的にうまくいくような気がしますが、その辺の検討がどうなっているのかというのと、もし次に運用されるおつもりだったら、ぜひ復興のために復興特区法と同じような対応として簡略化した手続でそれぞれを進められるようになると被災者は喜ぶのですが、いかがでしょうか。

【事務局 安倍課長】

そもそも、法アセスも条例アセスも一緒になんですけれども、被災市街地復興推進地域の線引きをされますと、そこについてはすべてアセスの対象外になります。具体的には平野部では、そもそも災害復旧事業とか線引きがなされたところの土地区画整理事業については、法律も条例も最初から適用除外という規定になっております。ちなみに、名取市閑上地区や女川地区が当該推進地域となっています。

【平野委員】

わかりました。推進地域外の場合では、土取場は推進地域内にないですね。

【事務局 安倍課長】

推進地域内であればそもそも手続義務は適用除外です。そのほかに県の環境影響評価条例では災害の復旧又は防止のために緊急に実施する必要があると知事が認める事業については適用除外とし、規則ではその他知事が定めるものとして、災害対策基本法第87条の規定による災害復旧の事業等をその対象事業として定めております。これは、災害復旧事業等については、通常の社会生活に復帰するための原状回復等の事業であることや、被災市街地について、一定の期間建築制限をかけるものについては、その間に復興のための都市計画や区画整理が行われることとなるものであり、これらについて条例の環境影響評価手続を行うこととなれば、建築制限を受けた人々は長期にわたり住居等を失ったままとなることから、適用除外としているものです。

ただ、今回の震災ではその被害の程度が大きいため、既に定められているもの以外で、前回の技術審査会でも報告いたしました。本県では被災者の生活基盤の早期確保を図るため、復興特区法に定める復興整備計画に位置づけられた復興整備事業のうち、主として被災者の住居の災害復旧又は移転を目的とする土地区画整理事業、防災集団移転促進事業として実施される住宅団地の造成の事業、被災した鉄道の建設及び改良の事業、土地区画整理事業と住宅団地の造成の事業が一体的に実施される場合の複合事業であって、条例の第一種事業又は第二種事業に該当する事業については、震災特例措置として条例手続義務の適用除外にしようということで規則改正を行っております。

これら特例措置として適用除外とした事業につきましては、別に、あらかじめ、被災市町村長等が事業の内容を明らかにする書面等を提出する届出を行い、知事が事業の実施に当たって適切な環境配慮が図られるよう、技術的な助言を行うこととしております。

なお、土取場やレクリエーション施設については、直接生活基盤に関係ないことから適用除外にはしておりません。

【平野委員】

おそらく防潮堤を造るために土取場が必要になってくるんですけど、防潮堤は生活基盤じゃないんですか。防潮堤を造る事業はたしかに海岸なので事業に入っているからいいんですけども、防潮堤は生活基盤でそのために土が必要ですね。当然、土取場が出てきて、土取場の面積が大きくなると、アセスの対象になって、アウトライズ津波が怖いといわれている状況で防潮堤の整備が遅れるというのはまずいと思うんですけども、その辺、拡大いただけませんか。

【事務局 安倍課長】

対象となる事業につきましては、土木サイドとも協議しまして、そういう整理をしたのですが、土取場については、今の段階ではアセス対象になるような規模のものはないと聞いております。

【平野委員】

では、出てきたら考えていただける可能性はあると。

【事務局 安倍課長】

出てきたら、現在の制度で処理しますので、手続をやっていただくことになると思います。

【山本会長】

非常に現実的なお話も出てまいりました。必要に応じて、もし、こういうところでさらに議論が必要であれば、そのような機会を作ることも考えられるかと思えます。

【事務局 加茂次長】

ただいまの御意見は部分的に理解できるものではありません。一方では、環境への配慮は必要なことでございますので、なかなか難しいことだなと考えております。ただ、前回も御報告したように、基本的に緊急性がある、災害復旧のために緊急性があるということを優先して、先ほど申し上げたように、住宅団地造成事業などを対象にしましたので、今後もそういった観点、また、環境配慮の観点から総合的に判断して、それが必要だということであれば、そういった措置をとることはあり得るかと思えます。ただ、現実的にまだそういったお話がないので、その判断はしておりません。今後、そのような話が出てくれば、個別に判断をしなければならぬかと考えております。

【山本会長】

現実的には、復興計画に関してはまだ計画段階のものがほとんどで、動きはじめていないと。緊急の住宅の場合は別ですけれども、そのような状況かと思えます。他に何かありますか。

【平野委員】

逆に、認めてもらっている事業のほうはもう少し時間がかかりそうなんですけれども、防潮堤については、かなり急いであちこちでやっているの。検討を進める中で、内々に何人かの方からアセスがネックになりそうで困っていると内々に聞いていたの、その方々には真っ正面からちゃんとこうしなさいと助言します。

【事務局 加茂次長】

そういった情報提供があれば、私どもも具体的に検討しやすくなりますので、よろしくをお願いします。

【山本会長】

どうもありがとうございました。それでは、他にございませんでしょうか。

それでは、長い時間お付き合いいただきましてありがとうございました。これで、報告審議のほうは終了させていただきます。

事務局のほうからその他事務連絡等ございますでしょうか。

【事務局 三沢班長】

事務局の三沢でございます。まず、情報提供という形でひとつ付け加えさせていただきたいと思えます。

先程来お話がありましたとおり、今年の10月から風力発電所の設置又は変更の事業

が法律の対象事業として施行されることになっております。それに併せまして、今進んでいる事業で、政令の施行の時点で既に条例等、あるいは国の行政指導に基づいて環境影響評価の手続を進めていた場合には、法の手続に適切に移行できるような経過措置が設定されているんですけども、一方で条例等に基づかないもの、法的根拠のないもの、例えば、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が作成しました「風力発電のための環境影響評価マニュアル」、通称NEDOMニュアルといわれているものですが、これらを参考にして、事業者が自主的に環境影響評価手続を実施している実態がございます。ただ、このNEDOMニュアルに基づいた手続につきましては、法の経過措置にそのまま移行できる規定になっていないということから、国で検討しまして、NEDOMニュアルに基づいて自主的に環境影響評価手続を実施してきた事業であっても、法律に移行するための途中の経過措置を踏まえた手続をしたものについては、法手続に適切に移行させる制度を要綱として設けておりまして、移行手続の制度は6月6日からはその要綱で運用されることとなっております。その前提で、NEDOMニュアルに基づいて手続が実施されていたものについても、ある一定の時期から要綱と法に定めた経過措置に手続が移行していく形になると思います。

これまで、県内では風力発電の事業に係る計画はなかったのですが、実はですね、私どもも初めてお聞きしたのですが、現在、登米市と岩手県の一関市にまたがる地域におきまして、風力発電施設の建設が具体化している案件がございます。ちょうど先日、5月31日にNEDOMニュアルに基づく任意手続として方法書の縦覧手続が開始されたというふうに聞いております。今後、先ほどお話しした経産省で規定する要綱手続に移行し、10月1日以降については、環境影響評価法に基づく手続に移行することになりますので、手続の中で先生方の御意見を頂戴することになるかと思われまますので、その点も併せてお話をさせていただきました。

ここまでの新しい動きで、ここからは従来どおりですが、次回の開催時期につきましては、あらかじめ幅広く先生方の御予定を事前にうかがいながら、事案の進み具合によって調整させていただきますので、よろしく申し上げます。

事務局からの連絡は以上です。

【山本会長】

はい、ありがとうございました。それでは、長い間お付き合いいただきましてありがとうございました。本日の会議をこれでお終いとさせていただきます。

（ 閉 会 ）